



保発0424第1号
平成25年4月24日

都道府県知事 }
地方厚生(支)局長 } 殿

厚生労働省保険局長

(公印省略)

柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の一部改正について(通知)

柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準については、「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」(昭和33年9月30日付保発第64号)により実施しているところであるが、今般、算定基準の一部を下記のとおり改正し、本年5月1日以降の施術分から適用することとしたので、関係者に対して周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏のないよう御配慮願いたい。

記

(1) 初検料及び再検料について

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」の別紙の初検、往療及び再検に係る表中「1. 初検料 1,240円」を「1. 初検料 1,335円」に、「4. 再検料 270円」を「4. 再検料 295円」に改める。

(2) 打撲及び捻挫の施療料及び後療料について

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」の別紙の打撲及び捻挫に係る表中「1. 打撲 740円」を「1. 打撲 760円」に、「2. 捻挫 740円」を「2. 捻挫 760円」に、「後療料 500円」を「後療料 505円」に改める。

(3) 備考3. について

備考3. 中「100分の70」を「100分の60」に改める。

○柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準 新旧対照表

新			旧		
柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準			柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準		
初検、往療及び再検			初検、往療及び再検		
1. 初 検 料	<u>1,335 円</u>		1. 初 検 料	<u>1,240 円</u>	
2. 初検時相談支援料	50 円		2. 初検時相談支援料	50 円	
3. 往 療 料	1,860 円		3. 往 療 料	1,860 円	
4. 再 検 料	<u>295 円</u>		4. 再 検 料	<u>270 円</u>	
打撲及び捻挫		施療料	打撲及び捻挫		施療料
1. 打 撲	<u>760 円</u>	} <u>505 円</u>	1. 打 撲	<u>740 円</u>	} <u>500 円</u>
2. 捻 挫	<u>760 円</u>		2. 捻 挫	<u>740 円</u>	
備考 1. ～ 2. (略)			備考 1. ～ 2. (略)		
3. 施術部位が 3 部位以上の場合、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料について 3 部位目は所定料金の <u>100 分の 60</u> に相当する額により算定する。なお、4 部位目以降に係る費用については、3 部位目までの料金に含まれる。			3. 施術部位が 3 部位以上の場合、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料について 3 部位目は所定料金の <u>100 分の 70</u> に相当する額により算定する。なお、4 部位目以降に係る費用については、3 部位目までの料金に含まれる。		
4. ～ 7. (略)			4. ～ 7. (略)		